職場環境の改善に関する項目

府立学校における休養室の設置について、府教育委員会においては、今年度、府立学校安全衛生管理者あてに設置状況調査を依頼し、その状況を把握するとともに、未設置や労働安全衛生規則の基準を満たしていない等の報告があった学校に対しては、学校視察も実施しながら指導を行い、その改善に向けて働きかけを行ったところ。

今後とも、引き続き、各学校の休養室の設置状況の把握に努め、法令の基準に準拠した適切な設置を働きかけてまいりたい。

なお、休養室の備品等の充実については、関係課と連携してまいる。

賃金改善に関する項目

臨時技師（看護師）の給与については、給与条例等に基づき、知事部局と同様の処遇としているところ。

　初任給の引き上げについては、人事委員会等との調整が必要となるが、学校における任用の状況等を踏まえつつ、研究してまいりたい。

休憩時間に関する項目

学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態もふまえ、適切に運用されていると認識している。

　なお、休憩時間の適切な運用については、「校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。」として各学校に指示しているところ。

特別休暇に関する項目

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成２２年度から実施しているところであり、その他の休暇の拡充や新設は困難。

　介護休暇制度については、これまで期間延長等の改善や短期介護休暇を創設するとともに、介護休暇制度の１回の取得日数の制限を平成２９年４月１日から撤廃したところ。

手当制度に関する項目

教員特殊業務手当については、義務教育費国庫負担金の算定基準が引き上げられたことから、平成３０年４月１日から、当該基準額を下回る手当額について、それぞれ当該基準額に増額改定する。また、長時間労働是正の観点から、部活動指導等に係る手当の時間区分要件について、あらたに２時間以上４時間未満の区分を設け、手当額を１，８００円とするとともに、６時間以上の区分を廃止し、４時間以上の区分に統合する。

　臨時技師（看護師）に対して教員特殊業務手当を支給することは、「職員の特殊勤務手当に関する条例」の規定から、困難。

特定の教員への業務負担集中の解消に関する項目

教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「府立学校教員人事取扱要領」及び「府立学校教職員人事取扱要領」に基づき、計画的に行っている。

　人事異動を進めるにあたっては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、人事に関する調書、ヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等、個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに適切に行ってまいりたい。

教員の業務負担軽減に関する項目

「視覚障害生活訓練等指導者養成課程」受講者の代替職員については、標準法及び国の加配項目に規定がないことから、配置するのは困難。

教職員の業務負担軽減に関する項目

府立学校の技術職員については、校内の環境整備や施設管理などに尽力いただき、本府の教育の推進に貢献していただいていると認識している。

　しかし、平成１３年度に策定した大阪府行財政計画（案）において、校務員については、その業務のアウトソーシングを行うことにより、退職あとを補充せず定数の削減を行うこととした。

　そのため、平成２１年１０月より校務員業務委託のモデル実施を行い平成２８年７月にモデル実施についての検証を行うとともに、同年９月に「府立学校における技能労務職員のあり方に関する基本的な考え方」について取りまとめを行った。この「基本的な考え方」に基づき、平成２９年度より校務員業務委託を本格的に実施することとし、モデル実施校（３校）を含めて２４校において、校務員業務委託の本格的な実施に取り組んでいるところ。

総括実習教員等の選考基準に関する項目

「総括実習教員」、「総括寄宿舎指導員」の選考は、公正・平等に行っているところ。また、実習教員の教諭任用については、平成２９年度教員採用選考テストにおいても、通算の勤務経験を考慮した選考を実施したところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

支援学校の教職員の配置については、法令に基づき、学級数に応じて措置するほか、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた訓練指導の充実などを図るためなど、それぞれの学校の状況を踏まえて、教員の加配措置を行っている。

　養護教諭については、定数事情が依然厳しい状況にある中ではあるが、各学校の実情や取組状況などのヒアリングを行い、複数配置を行ってきたところであり、今年度は３９校において複数配置を行ったところ。

府の財政状況は極めて厳しい状況にあるが、今後とも各学校の状況を把握し、適切な配置に努めてまいる。

妊娠中の職務軽減制度に関する項目

妊娠中の体育実技担当教員の実技時間の軽減措置については、妊娠中の母性保護を目的として、女性の教員等の体育実技や児童生徒の介助業務等の職務軽減を図るため、原則１５時間、個別の事情に応じて最大１８時間の非常勤講師等を措置する制度です。

　支援学校においては、教諭、養護教諭等は、直接、児童・生徒の介助を行うことなどから、軽減制度の対象となっていますが、そのような業務に直接従事しない、栄養教諭や給食調理員、事務職員は、本制度の対象外となっています。

ハラスメントの防止に関する項目

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」及び「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の相談体制の整備に係る部分について、より教職員に理解してもらえるよう、表現等について分かりやすく整理する改定を行い、平成２９年６月３０日付けで府立学校校長・准校長あてに通知したところ。

　今後とも、校内研修をはじめ様々な研修の機会を通じて、教職員の意識の啓発に努め、快適で働きやすい職場環境づくりに努めてまいる。